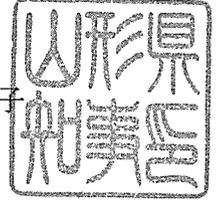


エネ 第 276 号
令和5年3月28日

鶴岡市議会議員 草島 進一 様

山形県知事 吉村 美栄子



遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状に対する回答について

貴殿より、令和4年12月22日付けで提出された公開質問状に対して、別紙のとおり回答します。

令和4年12月22日（仮称）山形県遊佐町沖洋上風力発電事業の低周波音の健康被害 についての公開質問状に対する回答

風力発電施設から発生する騒音について

風車が音を発するのは風車が稼働する風況下であるため、風や波の音などの自然環境音が同時に発生することとなります。

また、それらの音を評価する環境影響評価法に基づくアセス手続きでは、現地において環境騒音の現状値を実際に測定したうえで風車が建った後の予測評価をすることとなりますが、その評価にあたっては、一般に、以下の事項等が考慮されております。

- ① 「残留騒音」（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）からの増加量が5 dBに収まるよう努めること
- ② 屋内の生活環境保全を考慮し、屋外で昼夜毎に予測・評価すること
- ③ 風車が稼働する代表的な風況下において予測・評価すること

ご提示されました資料は、周囲が無音で施設が稼働した場合のみの条件で試算したものと推察されますが、①「残留騒音」（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）からの増加量や、②屋外・屋内の別、昼・夜の別、③風車が稼働する代表的な風況下であること等の条件付与が不明であります。

また、試算を行ったソフトウェアの正確性に対する評価についても現状では不明確であるため、当該ソフトウェアの試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しいと考えております。

なお、環境省に確認したところ、風や波の音などの自然環境音が同時に発生する風車稼働風況下において、風車騒音だけを評価することは困難であると伺っております。

風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音について

「風力発電等による低周波音への人への影響評価に関する研究」（環境省、平成22年～24年度）では、風力発電所から発生する超低周波音領域（～20Hz）における音圧レベル（dB）は、聴覚閾値を下回っていることが現地調査及び聴覚実験で明らかにされております。

また、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（平成28年11月）では、「20Hz以下の超低周波音については、諸外国においても、我が国での実測結果と同様に風力発電施設周辺地域の住宅でのレベルは一般的に感覚閾値を大きく下回るとされていた。また、風力発電施設から発生する超低周波音（～20Hz）及び低周波音（～100Hz）と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。

このことについては、環境省水・大気環境局長通知「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月）において、

- ① 20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること
- ② 超低周波音・低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認できないこと

(ただし、風力発電施設から発生する騒音によって、わずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることは示唆されている。)

が結論づけられており、風力発電施設からの騒音については、わずらわしさ（アノイアンス）と睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう、通常可聴周波数範囲（20Hz～20,000Hz）の騒音として取り扱うことが適当であると考えております。

今後の対応について

県としましては、これまでも様々な機会を設け住民の皆様にご説明してまいりましたが、一方で、環境や生活への影響について懸念する声なども依然としてありますので、先に記載した科学的知見に基づいた国の公式見解などについて、住民説明会等を通し住民の皆様にご丁寧に説明するなど、今後とも不安払拭に努めてまいりたいと考えております。

なお、第2回法定協議会においては、県として、「騒音及び低周波（超低周波を含む）、風車の影による影響について、環境影響評価法その他関係法令に基づき、環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること」を求めたところであり、今後の法定協議会の意見取りまとめにしっかり反映させていきたいと考えております。

また、今後の環境影響評価法に基づくアセス手続きにおいても、予測調査の結果が提示される準備書段階で、知事、市町長から事業計画について環境保全の見地から意見を述べますので、騒音による健康被害の懸念がある際は、影響の回避等を申し入れてまいります。